

## 簡易生命保険責任準備金の算出方法書(案)の概要

# 簡易生命保険責任準備金の算出方法書について

## 1 概要

- 旧簡易生命保険契約に基づく保険金等の支払に備えるために積み立てる簡易生命保険責任準備金等の計算方法を定める書類。
- 具体的な記載事項は、次のとおり。
  - 簡易生命保険責任準備金の計算の方法に関する事項
  - 簡易生命保険契約者配当準備金の計算の方法に関する事項
  - その他保険数理に関して必要な事項（算出方法書(案)では、既発生未報告に係る支払備金の計算方法を記載）

## 2 作成の考え方

- 記載内容は、日本郵政公社の「簡易生命保険責任準備金の算出方法書」と同じ。
- 再保険を付した部分については、積立てを行わない旨を規定。

## 3 総務大臣認可について

- 算出方法書の作成及び変更にあたっては、総務大臣の認可が必要（機構法第22条）。  
（注）機構設立時には、設立委員が作成し、総務大臣の認可が必要（郵政民営化法第156条）。

## 簡易生命保険責任準備金等と根拠法令について

- 契約者への債務を履行するために、責任準備金、契約者配当準備金及び支払準備金を積立て。
- 責任準備金は、保険料積立金、未経過保険料及び危険準備金から構成される。

項目	細目	内容	根拠法令
責任準備金		保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるための準備金	機構法第23条
	保険料積立金	保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した積立金	機構に関する省令第26条
	未経過保険料	前納契約等の未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した積立金	機構に関する省令第26条
	危険準備金	通常の予測を超える偶然変動によって、将来発生し得る危険に備える準備金	機構に関する省令第26条
契約者配当準備金		契約者配当金の支払のための準備金	機構に関する省令第29条
支払準備金		保険金等の支払事由が発生しているが、未払となっている契約に対してその支払に備える準備金	機構法第24条

「機構法」: 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)

「機構に関する省令」: 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令(平成19年総務省令第98号)

# ○参照条文

## ○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)

(簡易生命保険責任準備金の算出方法書)

第二十二條 機構は、簡易生命保険責任準備金の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
2～4 (略)

(簡易生命保険責任準備金)

第二十三條 機構は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、旧簡易生命保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、簡易生命保険勘定に簡易生命保険責任準備金を積み立てなければならない。

(簡易生命保険支払備金)

第二十四條 機構は、毎事業年度末において、保険金等(保険金、年金、還付金その他の給付金をいう。以下この条において同じ。)であつて旧簡易生命保険契約に基づいて支払義務が発生したもの(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)がある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときは、総務省令で定めるところにより、簡易生命保険勘定に簡易生命保険支払備金を積み立てなければならない。

## ○郵政民営化法(平成17年法律第97号)

(設立時の簡易生命保険責任準備金の算出方法書)

第一百五十六條 機構に係る独立行政法人通則法第十五條第一項の設立委員は、この法律の施行前に、機構法第二十二條第一項に規定する簡易生命保険責任準備金の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定によりした総務大臣の認可は、この法律の施行の時において、機構法第二十二條第一項の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

## ○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令(平成19年総務省令第98号)

(簡易生命保険責任準備金)

第二十六條 機構は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度以前に収入した保険料を基礎として、当該各号に掲げる金額を法第二十二條第一項に規定する算出方法書に記載された方法に従つて計算し、簡易生命保険責任準備金として積み立てなければならない。

- 一 保険料積立金 旧簡易生命保険契約(旧簡易生命保険法第三條に規定する簡易生命保険契約をいう。以下同じ。)に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額
- 二 未経過保険料 未経過期間(旧簡易生命保険契約に定めた保険期間のうち、事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。)に対応する責任に相当する額として計算した金額
- 三 危険準備金 旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額

2～6 (略)

7 機構は、旧簡易生命保険契約を再保険に付した場合において、生命保険会社に再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金を積み立てないことができる。

(簡易生命保険支払備金の積立て)

第二十八條 (略)

2 機構は、旧簡易生命保険契約を再保険に付した場合において、生命保険会社に再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金を積み立てないことができる。

(簡易生命保険契約者配当準備金)

第二十九條 機構は、毎事業年度末において、契約者配当に充てるため、法第二十二條第一項に規定する算出方法書(次項第四号において単に「算出方法書」という。)に記載された方法に従つて計算した金額を簡易生命保険契約者配当準備金として積み立てなければならない。

2 (略)

3 機構は、旧簡易生命保険契約を再保険に付した場合において、生命保険会社に再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金を積み立てないことができる。